

公の施設の指定管理者の指定の件（東山児童会館）

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市東山児童会館

2 公の施設の位置

札幌市豊平区平岸4条11丁目

3 指定管理者

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

理事長 野崎 清史

4 指定期間

令和5年10月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、東山児童会館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。